

令和6年度 群馬県私立高等学校等 奨学のための給付金

群馬県では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、以下の世帯に対して、返済不要の給付金『奨学のための給付金』を支給します。
つきましては該当者は、必要書類をご用意の上、ご申請ください。
(授業料を支援する「就学支援金」とは異なる制度ですので、改めて申請が必要です。)

1. 対象世帯

- 生活保護受給世帯
- 住民税所得割非課税世帯 (保護者等が2人いる場合は、2人とも要件を満たすこと)
- 家計急変による住民税所得割非課税相当世帯

上記いずれかの世帯に該当し、
かつ群馬県に住所を有する世帯が対象です。

2. 提出期限

世帯の区分	提出締切日	提出先
生活保護（生業扶助）世帯	令和6年8月30日（金）	各クラス担任
住民税所得割非課税世帯		
家計急変世帯 可能な限り事由発生から1ヶ月以内にご申請ください。	令和7年1月14日（火）	

3. 給付金額・時期・方法

世帯の区分		給付金額	給付時期	給付方法
(1)生活保護（生業扶助）世帯		52,600円		
(2)住民税所得割非課税世帯	① 対象生徒に、23歳未満の扶養されている兄・姉がいる場合	152,000円※	12月中旬 予定	申請者の 口座へ 群馬県から 振り込みで 支給します。
	② 対象生徒に、23歳以上の扶養されている高校生等の兄・姉がいる場合			
	③ 対象生徒に、通信制に通う扶養されている弟・妹がいる場合			
	④ 対象生徒に、高校生等ではない15歳以上23歳未満の扶養されている弟・妹（中学生は除く）がいる場合			
	⑤ 上記①～④以外	142,600円※		
(3)家計急変世帯	① 対象生徒に、23歳未満の扶養されている兄・姉がいる場合	最大152,000円※ ※給付額は7月までに家計が急変した場合の額です。家計急変の発生日により給付金額は異なります。	8月30日までの申請分は、12月予定。 それ以降の申請は随時。	
	② 対象生徒に、23歳以上の扶養されている高校生等の兄・姉がいる場合			
	③ 対象生徒に、通信制に通う扶養されている弟・妹がいる場合			
	④ 対象生徒に、高校生等ではない15歳以上23歳未満の扶養されている弟・妹（中学生は除く）がいる場合			
	⑤ 上記①～④以外	最大142,600円※ ※給付額は7月までに家計が急変した場合の額です。家計急変の発生日により給付金額は異なります。		

※着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度制服の購入が必要である場合、当該災害につき一回限り、一人当たり81,000円加算されます。（生活保護受給世帯は除く）

4. 提出書類について（生活保護・住民税所得割非課税世帯）

生活保護世帯

世帯の区分	提出書類	提出書類について注意事項
生活保護世帯 (生業扶助)	1. 給付金受給申請書★ 2. 生活保護受給証明書※①★ 3. 口座通帳の写し※②	★マークがついている書類は、本校ホームページからダウンロードができます。 ※①・7月1日以降発行。 ・福祉事務所長朱印があるもの。 ※②・原則申請者名義の口座。 やむをえず、申請者以外の口座を指定したい場合は、委任状★を添付する。 ・金融機関本支店名、口座番号、口座名義人（カタカナ）が表示された部分の写し。 ・通帳がない場合は、口座名義及び口座番号が確認できるもの。（キャッシュカード、オンラインバンキングの画面等）

住民税所得割非課税世帯

世帯の区分	提出書類	提出書類について注意事項
住民税所得割非課税世帯	① 対象生徒に、23歳未満の扶養されている兄・姉がいる場合 1. 給付金受給申請書★ 2. (保護者等の) 所得課税証明書または非課税証明書※① 3. 口座通帳の写し※②	世帯①～⑤は、申請者が高校生と兄弟姉妹を扶養している（健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあること）ことが要件となります。 ★マークが付いている書類は、本校のホームページからダウンロードできます。
	② 対象生徒に、23歳以上の扶養されている高校生等の兄・姉がいる場合 1. 給付金受給申請書★ 2. (保護者等の) 所得課税証明書または非課税証明書※① 3. 口座通帳の写し※② 4. 兄姉の在学証明書（写し可）※③	※① ・保護者が2人いる場合は、2人分提出。 ※② ・原則申請者名義の口座。 やむをえず、申請者以外の口座を指定したい場合は、委任状★を添付する。 ・金融機関本支店名、口座番号、口座名義人（カタカナ）が表示された部分の写し。 ・通帳がない場合は、口座名義及び口座番号が確認できるもの。（キャッシュカード、オンラインバンキングの画面等）
	③ 対象生徒に、通信制に通う扶養されている弟・妹がいる場合 1. 給付金受給申請書★ 2. (保護者等の) 所得課税証明書または非課税証明書※① 3. 口座通帳の写し※② 4. 弟妹の在学証明書（写し可）※③	※③ ・世帯② 23歳以上の扶養されている高校生等の兄姉の在学証明書。 ・世帯③ 通信制の高校等に通う弟妹の在学証明書。 ・世帯④ 特別支援学校高等部、予備校などに通っている場合は在学証明書。無職等により証明書の発行が困難な場合には、誓約書★を提出。
	④ 対象生徒に、高校生等ではない15歳以上23歳未満の扶養されている弟・妹（中学生は除く）がいる場合 1. 給付金受給申請書★ 2. (保護者等の) 所得課税証明書または非課税証明書※① 3. 口座通帳の写し※② 4. 高校生等ではない15歳以上23歳未満の弟・妹が、この給付金の対象ではないことを証明できる書類※③★	
	⑤ 上記①～④以外 1. 給付金受給申請書★ 2. (保護者等の) 所得課税証明書または非課税証明書※① 3. 口座通帳の写し※②	

注意事項をよくご確認の
 うえ、該当区分の提出書類を
全てご提出ください！



住民税所得割非課税世帯で下記に該当する場合は、下記の書類も提出してください。

災害等による 制服再購入の場合 (生活保護受給 世帯は対象外)	1. 災害等に起因する給付額加算申請書兼学校証明書★ 2. 被災したことを証明する書類（罹災証明書等）
--	--

5. 提出書類について（家計急変世帯）

世帯の区分	提出書類	提出書類について注意事項	
家計急変世帯	① 対象生徒に、 23歳未満の 扶養されている 兄・姉がいる 場合	1. 給付金受給申請書★ （家計急変世帯用） 2. （保護者等の） 所得課税証明書または 非課税証明書※① 3. 口座通帳の写し※② 4. 家計急変の発生事由や 時期を証明する書類※③ 5. 家計急変後の収入を証明する書類※④	世帯①～⑤は、申請者が高校生と兄弟姉妹を扶養している（健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあること）ことが要件となります。 ★マークが付いている書類は、本校のホームページからダウンロードできます。 ※① ・保護者等が2人いる場合は、2人分提出。 ・扶養親族等の記載が省略されていないもの。
	② 対象生徒に、 23歳以上の 扶養されている 高校生等の兄・ 姉がいる場合	1. 給付金受給申請書★ （家計急変世帯用） 2. （保護者等の） 所得課税証明書または 非課税証明書※① 3. 口座通帳の写し※② 4. 家計急変の発生事由や 時期を証明する書類※③ 5. 家計急変後の収入を証明する書類※④ 6. 兄姉の在学証明書※⑤	※② ・原則申請者（保護者等）名義の口座とする。 ・例外として委任状★添付により申請者以外の口座も可とする。 ・金融機関本支店名・口座番号・口座名義人（カタカナ）が表示された部分の写し。 ・通帳がない場合は口座名義及び口座番号が確認できるもの。（キャッシュカード、オンラインバンキングの画面）
	③ 対象生徒に、 通信制に通う 扶養されている 弟・妹がいる 場合	1. 給付金受給申請書★ （家計急変世帯用） 2. （保護者等の） 所得課税証明書または 非課税証明書※① 3. 口座通帳の写し※② 4. 家計急変の発生事由や 時期を証明する書類※③ 5. 家計急変後の収入を証明する書類※④ 6. 弟妹の在学証明書※⑤	※③ 【例】 ・離職票 ・雇用保険受給資格者証 ・解雇通知書 ・破産宣告通知書 ・廃業等届出 ・診断書 ・戸籍謄本 ・罹災証明書 等
	④ 対象生徒に、 高校生等では ない15歳以上2 3歳未満の扶養 されている弟・ 妹（中学生は除 く）がいる場合	1. 給付金受給申請書★ （家計急変世帯用） 2. （保護者等の） 所得課税証明書または 非課税証明書※① 3. 口座通帳の写し※② 4. 家計急変の発生事由や 時期を証明する書類※③ 5. 家計急変後の収入を証明する書類※④ 6. 高校生等ではない15歳以上23歳未満の弟・妹が、この給付金の対象ではないことを証明できる書類※⑤★	※④ 【例】 ・会社作成の給与等支払見込証明書★ ・家計急変後の給与明細（3ヶ月分以上） ・税理士または公認会計士の作成した証明書類 ・毎月の収支を整理した帳簿書類等 ・失業、離職等により収入がない場合は申立書★ ※保護者等が2人いる場合は、2人分提出
	⑤ 上記①～④以外	1. 給付金受給申請書★ （家計急変世帯用） 2. （保護者等の） 所得課税証明書または 非課税証明書※① 3. 口座通帳の写し※② 4. 家計急変の発生事由や 時期を証明する書類※③ 5. 家計急変後の収入を証明する書類※④	※⑤ ・世帯② 高等学校等に通う23歳以上の兄姉のもの（コピー可） ・世帯③ 通信制に通う弟妹のもの（コピー可）。 ・世帯④ 特別支援学校高等部、予備校などに通っている場合は、在学証明書（コピー可）。 無職等により証明書の発行が困難な場合には、誓約書★を提出。

注意事項をよくご確認の
うえ、該当区分の提出書類を
全てご提出ください！



下に該当する場合は、下記の書類も提出してください。

災害等による 制服再購入の場合 （生活保護受給 世帯は対象外）	1. 災害等に起因する給付額加算申請書兼学校証明書★ 2. 被災したことを証明する書類（罹災証明書等）
--	--

Q1：住民税所得割非課税世帯とは？

A1：



住民税所得割非課税世帯とは・・・

市民税「所得割」及び 県民税「所得割」の欄が「0円」もしくは「空欄」の方です！

※均等割（「市民税3,500円」＋「県民税2,200円」＝「年税額5,700円」）を課税されている方も、「所得割」が非課税（0円）でしたらこの給付金の対象となります。

ただし、保護者が2人いる場合は、

2人とも住民税所得割が非課税である必要がありますので、ご注意ください！

〈所得割額の確認方法〉

- ①所得課税証明書もしくは非課税証明書（各市町村窓口で取得）
所得割が非課税（0円）であるかご確認ください。

所得・課税証明書						
所得者	住所					生年月日
	氏名					
令和6年度 (令和5年分)	合計所得金額	市民税		県民税		年税額
		所得割	均等割	所得割	均等割	
		0円		0円		
所得の内訳	給与所得					
		所得控除の内訳	社会保険料控除			
			生命保険料控除			
			配偶者控除			
			基礎控除			
			控除合計額			
		扶養	一般 特定 老人 同居老親 16歳未満	障害	本人 配偶者及び扶養親族 普通障害 特別障害 同居特障	
第〇〇〇〇号 令和6年〇月〇日						
〇〇市長 樹徳 太郎						

※各市町村で書式は異なります。

- ②マイナポータル（政府運営オンラインサービス）

<https://myna.go.jp> ※マイナンバーカードをお持ちの方のみ確認できます。

- ③特別徴収税額通知書

※給与所得者で勤務先以外からの収入がない場合

- ④住民税納税通知書

※直接市町村へ市県民税を納税している場合

②～④は確認のみです。給付金の申請には①の所得課税証明書もしくは非課税証明書の提出が必要です。

Q2：家計急変世帯とは？

A2：

以下の条件を満たす世帯です。

1. 生活保護（生業扶助）を受けていない世帯。
2. 災害、病気や怪我による離職・休職等により収入が減少し、保護者等全員の住民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯。災害等に起因しない収入の減少（定年退職等）は、対象となりません。

〈家計急変世帯の年収（家計急変後12ヶ月）目安〉

扶養親族等の人数※1	見込額(給与収入)※2	見込額(所得)※3
扶養親族等0人	1,000,000円未満	450,000円以下
扶養親族等1人	2,044,000円未満	1,350,000円以下
扶養親族等2人	2,216,000円未満	1,470,000円以下
扶養親族等3人	2,716,000円未満	1,820,000円以下
扶養親族等4人	3,216,000円未満	2,170,000円以下

※1 扶養親族等とは、扶養親族及び控除対象配偶者をいいます。

※2 会社員の場合は各種控除前の給与収入。

※3 自営業の場合は収入額から必要経費を差し引いた所得金額をいいます。

(例) **会社員の父が今年2月から病気療養のため休職**

⇒ **父の扶養親族は2人（母と生徒を扶養）、母は0人（扶養親族なし）**

⇒ **父の年収が2,216,000円未満かつ母1,000,000円以下となる見込み**

⇒ **家計急変世帯の対象となる**

Q3：群馬県以外に住んでいる場合は？

A3：

「奨学のための給付金」は、保護者の方がお住まいの（住民票が存在する）都道府県へ申請していただく必要があります。

栃木県にお住まいの方（栃木県に住民票が存在する）は、栃木県用の申請書で学校へご申請ください。

群馬県・栃木県以外にお住まいの保護者様は各自でお住まいの都道府県にご申請をお願いいたします。

詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 樹徳高等学校 総務室

「奨学（しょうがく）のための給付金」係 生形まで

TEL：0277-45-2258